



藤岡市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市区域内の字の区域を次のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成21年12月 1日

藤岡市長 新井利明

変 更 調 書

大 字	字	地 番
上戸塚	若宮	268の2の一部
	宮地	294の3の一部
下戸塚	西田	309の1の一部、310の1の一部

上記区域を大字上戸塚字正上寺に変更する。

大 字	字	地 番
上戸塚	正上寺	202の1の一部、202の2の一部、203の1の一部、203の2の一部、 207の1の一部、234の1の一部、235の一部、236の一部、239の一部、 242の2の一部
	宮地	293の2の一部

上記区域を大字上戸塚字若宮に変更する。

大 字	字	地 番
上戸塚	正上寺	197の1の一部、198の一部、200の一部、201一部、202の3の一部
	若宮	268の2の一部

上記区域を大字上戸塚字宮地に変更する。

大 字	字	地 番
上戸塚	若宮	252の4の一部、252の5、259の2、259の3、261の2、261の3、 262の2の一部、262の3、262の4、265の2、265の3、267の2の一部、 267の3の一部、267の4、267の5、270の2の一部、271の2、271の3、 272の2、272の3、273の2、276の1の一部、276の2の一部、 276の3、277の1の一部、277の2、281の1の一部、281の2、 282の1の一部、282の2の一部、282の3、283の1の一部、283の2、 283の3、286の2の一部
	原	567の4の一部、568の1の一部、568の2の一部、594の1の一部、 595の一部、596の1の一部、596の3、599の一部、601の1の一部、 601の3の一部

上記区域を大字上戸塚字赤津に変更する。

大 字	字	地 番
上戸塚	赤津	507の2の一部、515の2の一部、516、517、520の一部、 520の2の一部、521の一部、522の一部、523の2の一部

上記区域を大字上戸塚字原に変更する。

大 字	字	地 番
下戸塚	天王	222の2
	西田	288の1の一部

上記区域を大字下戸塚字神明に変更する。

大 字	字	地 番
下戸塚	神明	246の一部、247の1の一部、247の2の一部、259の2の一部、 277の一部
上戸塚	正上寺	244の2の一部
	若宮	245の一部、246の一部、255の2の一部、268の2の一部

上記区域を大字下戸塚字西田に変更する。